

高松港頭地区(サンポート高松)総合整備事業推進の背景

1. 県都高松市の誕生

県都高松市のまちづくりの歴史は約400年前の天正16（1588）年、豊臣秀吉の家臣生駒親正が香東川河口の寒村に海を背後にして外堀に海水を引き込む独創的な発想で高松城（別名玉藻城）を築き、北に向けて基盤の目型の町割を行ったことを嚆矢とし、以後生駒氏4代、松平氏11代の城下町として築いてきた。

明治になって、徐々に港湾、道路が整備され、明治43年に宇野・高松間の鉄道連絡船が航行してから本州と四国を結ぶ交通の要衝となり、文字どおり四国の玄関口として国の出先機関である官公庁施設の集中的立地とそれに伴う民間企業の支店などが大量に進出し、四国の政治、経済、文化の中核都市としての地位を築いてきた。

2. 三大プロジェクトの進展と高松市

昭和50年代に入って我県三大プロジェクトが徐々に進展をみせ始め、瀬戸大橋の架橋とそれに伴う宇高鉄道連絡船の廃止、四国横断自動車道やジェット化対応の新高松空港の整備時期などが具体的なスケジュールに乗ってきだしたことを受け、産業構造の転換と流通システムの変革、国際化、情報化の進展など、都市間競争の激化が予想され、それらへの緊急な対応が重要な課題となりだした。

これら高松市を取り巻く社会経済環境の変化や、本四3架構時代の到来など、その中枢性を支えてきた基幹交通体系の変貌を前にし

て、高松市の拠点性の低下、とりわけ、これまで国鉄、琴電、港湾などの交通機能が集中してきた港頭地区をはじめ中心市街地への大きな影響が懸念される事項となった。

このため県都高松市が、高速交通体系の整備効果を最大限に生かし21世紀における環瀬戸内交流圏の中核都市として更なる発展を遂げるため、この機会を捉えて港頭地区を抜本的に再整備し、情報、業務などの高次都市機能の拡充強化と文化的な都市空間の創造を図ることが緊急の課題となった。

高松港頭地区総合整備計画

昭和58～59年度にかけて国土庁、通産省、建設省、運輸省の4省庁が、本四架橋に伴う岡山県南と香川中央地域の整備のあり方を検討するため「備前地域整備計画調査」を実施した。これと並行して県は、高松地域（港頭地区）整備計画調査に着手し、ここに県都高松の浮沈をかけた新都市再開発計画がスタートした。そして、関係機関が一致協力して、

旧国鉄用地の一部や連絡船施設跡地の埋立地、既成市街地の更新、琴電築港駅の移転などを含む約42万坪の海を生かしたウォーターフロント地域に、高次都市基盤施設や新時代に対応した公共施設を総合的に整備し高松市に新たな拠点を形成するため、新都市拠点整備事業、土地区画整理事業、高松港々湾改修事業、街並み・まちづくり総合支援事業、高松琴平鉄

道連続立体交差事業及び都市公園事業などを一体的に進める高松港頭地区総合整備計画が

推進される運びとなった。

1. 土地利用

目的達成に向け官民合わせた関係機関のかつてない協調により、港湾部分においては、新たに2万㎡ペースをはじめとする近代的港湾整備を行うとともに宇高連絡船発着施設跡地を含めた公有水面の埋め立てにより、また

国鉄民営化に伴う清算事業団土地やJ R四国高松駅の再整備により生み出された土地及び既成市街地を含む27.8%の土地区画整理により、港頭地区中心部の一体的な土地利用が可能になった。

2. J R貨物の地区外への移転

J R高松駅はJ R貨物にとって予讃、土讃、高徳、本四備讃の各線が集中する四国のコンテナ輸送約40万㎡（H.3当時）を扱う物流の中核であったが、港頭地区の新たな土地利用計画や目指すべき都市景観形成などの観点から、その施設を地区外へ移転することが強く望まれた。

移転先としては、幹線鉄道に接続してコンテナヤードのための相当面積を確保でき貨物集配が容易で高松市に近いことなどが条件

となり、その候補地選定に紆余曲折はあったが、複数案を慎重に検討した結果、J R高松駅より南西へ約5.4メートルの香西・鬼無地区を移転先として地元交渉に入った。

そして、地元関係者とのねばり強い協議を重ね、種々の要望事項などに真剣に取り組んだ結果、地元の理解も得られ、約7.6%の用地取得に目途がつき、これにより高松港頭地区の総合整備計画は大きく前進することとなった。

3. 各種事業の調整

港湾事業と都市計画事業の調整は当時運輸省と建設省に所管が別れ、基礎整備を行う国、県と高松市、また上物を整備する国、県、市の関係部局やJ R四国、J R貨物、琴電、既成市街地の地権者、船会社をはじめとする港湾関連事業者など関係者の協議調整は複雑で膨大なものとなり、各種委員会や連絡会議、調整会議などを頻りに行い事業の円滑な推進に努めた。

県民の意見を整備構想に反映させることに

も努め、地区の愛称も公募によって「サンポート高松」を選んだ。また学識経験者や各種団体、関係行政機関、報道関係及び国、県、市の議会議員で構成した「高松港頭地区総合整備事業推進協議会」や県内経済界の意見を聞くための県有力企業のトップによる「サンポート高松推進懇談会」と県出身の全国的有名企業の経営陣からなる同「顧問会議」で意見を承りながら基礎整備や上物誘致に努めた。

4. 県市の一体的取り組み

先に述べたように県都再構築を目指して建

設、運輸両省や県、市、J R四国などの事業

を一体的、総合的に進めていく必要があり、関係者間の複雑な調整と、円滑で早期の事業推進を図るためには強力な執行体制が求められることから、知事と高松市長の合意により県と高松市が文字どおり一体となって整備に取り組みこととし、異例ではあるが、基本的に人材も資金も半分ずつ持ち寄って県土木部に「高松港頭地区開発局」を設置し、一元的に事業を進めるシステムを導入した。

「バブル期を経てなお」Rホテルの他は上物整備が進まず、「遅れてきたヒーロー」といわれたサンポート高松の中心部にシンボルタワー建設が実現し、全体整備に勢いをつけることができたのは、経済界などの意見も聞きながらの検討の末、民間業務権と国際会議場をはじめとする県施設及び市の新市民会館を一体的に整備することを決断、合意した県・市の協力姿勢の端的な表れでもあった。

サンポート高松総合整備事業の概要

1. まちづくりの考え方

ー 基本コンセプト ー

四国の中枢都市にふさわしい新しい都市拠点を創造するための基本コンセプトを「瀬戸の都・高松-21世紀の城（新玉藻城）づくり-」とする。

海を活かすこと

日本三大水城の一つ「玉藻城」によってまちが拓かれ、宇高連絡船の就航などによってまちが栄えた歴史を大切にし、瀬戸内海に面した地理的条件を活かすこと

拠点として生きること

四国の行政の中心としての役割を担い、四国の経済の中心としての活力を強化し、「環瀬戸内交流圏」の創成に貢献すること

アイデンティティを創ること

玉藻城周辺と一体となった特徴のある都市環境、港や瀬戸内海に面したウオーターフロントの特性を生かした創造性豊かな町づくり、優れた都市環境づくりや高松の特色づくりに向けて創意工夫をして新しい文化を創造すること

ー 整備方針 ー

サンポート高松の基本コンセプトに基づき、新しい都市拠点到ふさわしい魅力ある都市空間を形成するため、次の整備方針に基づき、旧国鉄連絡船の廃止に伴う跡地を核とした約42%の区域において順次施設を整備する。

- 「瀬戸の都」のシンボルゾーンの形成
- 国際化、情報化に対応した新しい都心の核づくり
- 海陸交通のターミナル機能の強化
- 既成市街地の再整備

2. 土地利用計画

サンポート高松の土地利用は、港湾機能と

都市機能の調整を図りながら、以下の4つの

ゾーンに区別して整備を行っている。

① 駅北ゾーン

中央部の街区構成をスーパーブロック化し多目的広場、広幅員の歩行者専用道路を中心にしたぎわいを持たせ、高度な都市機能が集積する新しい都市核を形成する。

② 駅前ゾーン

高松の顔づくりとしてアメニティに富んだ駅前広場の整備を行い、魅力ある商業業

務地の形成を図る。

③ 駅南ゾーン

既成市街地の再整備を行い、魅力ある商業業務地の形成を図る。

④ みなと・親水ゾーン

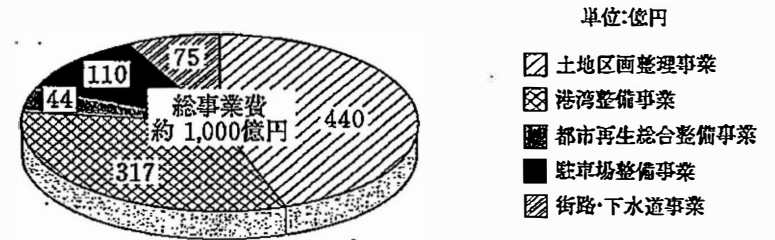
港湾関連施設の整備に合わせ、親水護岸や港湾緑地をプロムナードとして、新たな水辺空間を創出する

3. 基盤整備

サポート高松総合整備事業は、基盤整備と上物整備を総合的に進めており、このうち基盤整備は、土地区画整理事業・港湾整備事

業・都市再生総合整備事業などを活用して事業を推進している。

サポート高松総合整備事業 計画事業費（基盤整備） H15.4現在



— 港湾整備事業 —

「高松港（玉藻地区）」（以下、単に高松港という）は、明治43年以来78年間、本州と四国を結ぶ鉄道連絡船の港として、四国の玄関・高松市の発展に大きく寄与してきたが、昭和63年4月、県民待望の瀬戸大橋の実現とともに連絡船の港としての歴史的役割を終えた。さらに、港湾（船舶輸送）を取り巻く交通体系は、本四3架橋時代を目前に控え、横断道の進展、新空港による空のジェット化など、大きな変貌を遂げつつあった。

このため、高松港においては、これまで培われてきた旅客ターミナル機能を一層強化し、瀬戸内海に面したウォーターフロントを生かした、親しまれる港づくりを目指して、昭和63年2月に港湾計画を改訂し、明治以来の大改修ともいえる港湾の再開発に着手した。

この再開発に当たっては、人々が行き交う交流の港として栄えてきた高松港の歴史を

生かし、港と街の機能が一体となった開発を進めるため、全国ではじめて臨港地区に都市計画法を重層的に適用し、良好で快適な港

湾空間の創出を目指した。旧連絡船用の泊地約10㍍を埋め立て、2万㍍級の大型旅客船専用岸壁を含めた各種旅客船埠頭を整備するとともに、延長約2㍍メートルに及ぶプロムナードを含む港湾緑地や港湾関連事業用地を整備した。なお、各埠頭は、当初旅客船専用としていたが、高松と島しょ部を結ぶ離島フェリーについては生活航路でもあることから、平成10年11月に港湾計画を一部変更し、その乗り入れを可能として平成13年5月13日に供用開始した。

*当時、経済構造が重厚長大型から軽薄短小型へ転換していく中で、臨海工業地帯に多くの空き地が生まれ、臨港地区のあり方が陳腐化する一方、港を人が親しめる空間に解放するウォータースタイル開発の要請が高まっていた。これを受けて、旧運輸省港湾局と旧建設省都市局間に臨海部開発推進協議協議会が設置され、高松港など全国で8港を対象に、港湾法と都市計画法が相互乗り入れする「レベル調整」が行われた。

これにより高松港は、神戸港以西別府港までで、唯一、大型旅客船専用岸壁を持つ港となり、世界に比類がないと称せられる多島美と圧倒的な人工美を誇る本四三架橋を有する瀬戸内海観光クルーズを世界に発信できる絶好のポジションを得た。

① 外郭施設 【国直轄施工】

- ・親水防波堤（延長540m）
人が自由に散策できるプロムナードを備えた透透性スリット型ケーソン構造物、全国でも数少ない親水防波堤
- ・階段式防波護岸
消波機能を備えた階段護岸で海際まで降りて散策できる。

② 係留施設

- ・岸壁 【国直轄施工】
2万㍍級不定期旅客船用、5千㍍級不定期旅客船及び離島フェリー用、3千㍍級不定期旅客船及び離島フェリー用、
- ・110m及び100m浮桟橋 【県施工】
小型定期・不定期船用及び離島フェリ

一用、橋造はいずれもPCハイブリッド。

③ 港湾緑地 【県施工】

サンポート高松の街と海との接線にある港湾緑地として、約2㍍メートルにわたって連続する「シーフロントプロムナード」（平成18年度完成予定）、「ハーバープロムナード」（平成13年度完成）、「キャッスルプロムナード」（整備予定）を整備し、都市と港、そして海を融合した魅力的な海辺空間としてのにぎわいを創出する。

(1) ハーバープロムナード（海路の玄関口としての緑地）

・浮桟橋から中央突堤

この区域は、ふ頭機能を優先し、都市的な石張広場や高松コリドーを整備した。石張広場では、照明灯にガス灯を採用するとともに、高松港の歴史を感じ取れるよう、旧連絡船岸壁の石の係船柱や錨石をアクセントとして使用している。

また、高松コリドーは、平成の「新玉藻城」・サンポート高松の城門をイメージするとともに、乗船口と駅前広場間をターミナルビルを経由して2階レベルで結んでいる。さらに、駐輪場を2箇所整備している。

・中央突堤から2万㍍岸壁

この区域は、国際色をテーマに様々な高木や低木を植栽し、バラや季節の花々で彩られた花壇のある緑地として整備している。また、高松コリドーから続くボードウォークにより、利用者を防波堤・赤灯台まで誘導している。

・2万㍍岸壁に接する緑地

この区域には、「噴水」、「高松港レストハウス」、「サンライズテラス」などを整備している。さらに、

駐車場2箇所（83台分）を確保している。

(2) シーフロントプロムナード（雄大な瀬戸の海と島々を楽しむ緑地）

サンポート高松の新しい街並みを背景に、潮の香りと波の音に揺られながら、出船、入船や、島影の夕陽など、美しい瀬戸内海の自然環境を楽しめる、

潤いのある親水空間を創出する。また、サンポートへの入り込み客の利便性向上のため、バス専用駐車場（10台分）を確保している。

(3) キャッスルプロムナード

高松城址の前面に、高松城址と一体になって歴史的な都市環境を醸し出すような緑地を整備する。

年 度	進 捗 状 況
昭和62年2月	高松港港湾計画の改訂
昭和63年4月	高松港港湾改修事業の採択
平成3年6月	公有水面埋立免許取得
平成4年6月	高松港港湾計画の一部変更
平成6年7月	西防波堤撤去完了
9月	公有水面埋立免許の変更（土地利用計画等）
平成7年12月	中防波堤撤去完了
平成9年9月	防波堤ケーソン据付完了
平成10年10月	公有水面埋立竣工、岸壁（-10.0m）工事完了
11月	玉藻防波堤灯台点灯開始、高松港港湾計画の変更
3月	防波堤工事完了
平成12年4月	護岸（防波）、物揚場（～4m）工事完了
5月	コリドー工事完了
平成13年3月	高松港旅客ターミナルビル・レストハウス工事完了
5月	港湾施設の供用開始

一 高松港頭土地区画整理事業 一

① 土地区画整理事業

【事業概要】

(1) 目的

地区の持つ交通結節点、ウォータースタイル、歴史的環境などの立地条件を生かしながら、高松市の中枢性や拠点性を強化し、新しい都市機能を持った拠点地区の形成を図る。

(2) 施行面積

27.8ha

(3) 地区内常住人口

約80人

(4) 計画人口

約300人（従来人口 約20,000人）

(5) 施行期間

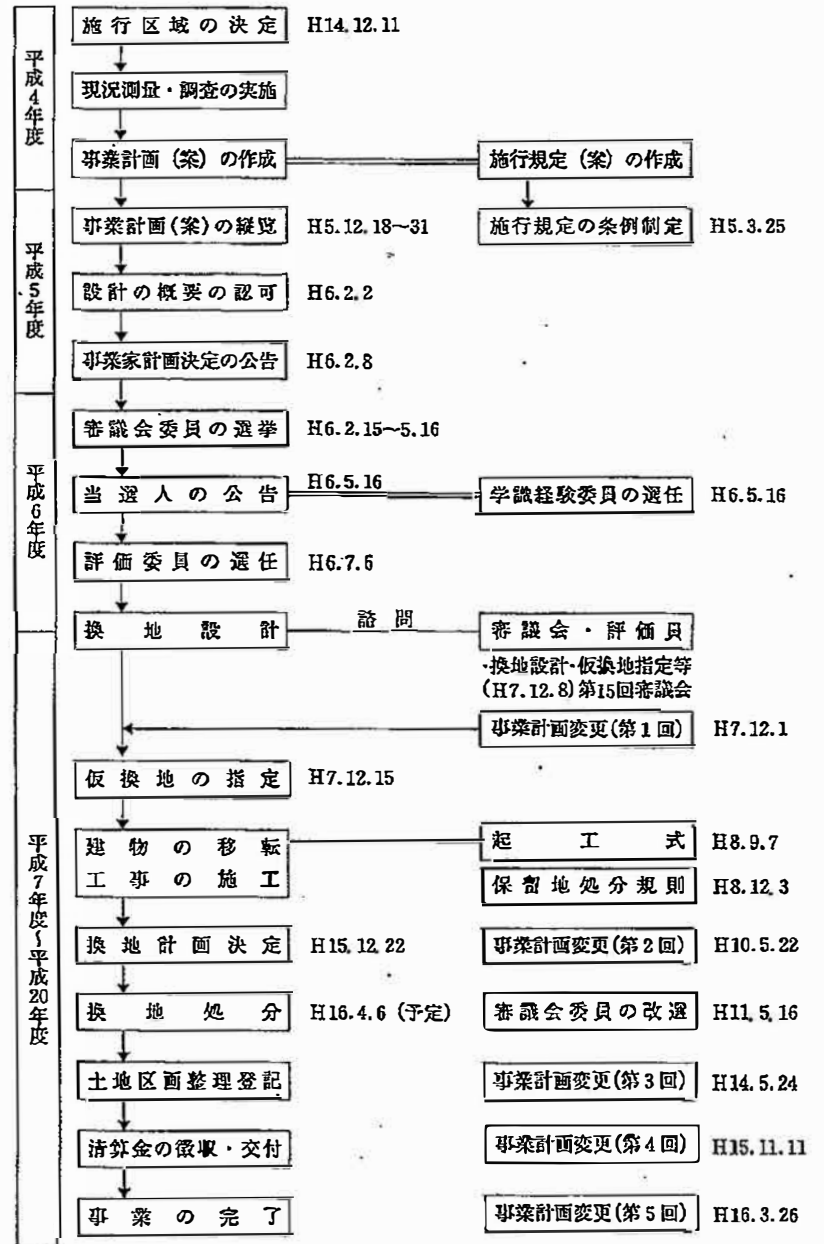
平成6年2月8日～平成21年3月31日
（積算期間5年を含む）

(6) 減歩率

- ・公共減歩率 29.61%
- ・保留地減歩率 10.43%
- ・合算減歩率 40.04%

【事業の経緯】

(土地区画整理事業の流れ)



② J R 貨物移転

21世紀に向けての新しい都市拠点づくりサンボート高松総合整備事業に伴い、J R 四国

高松駅構内にあったJ R 貨物施設を高松市香西・鬼無地区へ高松貨物ターミナル駅として移転した。

－ 都市再生総合整備事業(旧 街並み・まちづくり総合支援事業) －

サンボート高松総合整備事業区域42%のうち、港湾施設を除く35%の事業区域において、まちづくりに関する基幹的な事業である土地区画整理事業の実施に併せ、都市再生総合整備事業により地区計画などを活用しながら、公共施設と建築物の調和した美しい街並みの形成と、地域の個性を生かした良好なまちづくりを推進する。

具体的には、駅前広場や多目的広場、歩行者専用道路に潤いや安らぎを感じる景観施設などを整備するほか、公開空地、サイン、歩行者支援施設となる2階レベルデッキなどの高次都市施設及び公共施設の整備などを総合的に行い、四国の中枢都市である高松市にふさわしい新しい都市拠点の形成を図ってきた。

(経緯)

昭和62年度 新都市拠点整備事業調査採択
平成2年度 新都市拠点整備事業事業採択
平成2年度 新都市拠点整備事業総合整備計画承認

平成6年度 街並み・まちづくり総合支援事業へ移行

平成10年度 総合基本設計協議終了

平成12年度 都市再生総合整備事業へ移行
駅前広場では都市再生総合整備事業によ

て、光の演出を行った羅針盤をデザインした広場や海水を引き込んだ水景施設(海水池)、花時計と併せてバスターミナル、タクシー乗場などを整備した。

－ 地下駐車場の整備 －

海陸交通の結接点であるサンボート高松の整備に伴い発生する駐車・駐輪需要に対応し、道路交通の円滑化を図るために、J R 高松駅前広場、多目的広場、高松シンボルタワーのそれぞれに地下駐車場を整備し、これら3箇

所の駐車場を一体的かつ効率的に運用管理するため、地下1階の連絡通路で接続し、利用者の利便性向上と駐車場の有効利用や道路混雑の軽減を図る駐車場ネットワークシステムを整備した。

■ J R 高松駅前広場地下駐車場

収容台数/395台(うち車いす
使用用8台)

施設整備主体/高松市(県が受託して施工)

■ 多目的広場地下駐車場

収容台数/302台(うち車いす
使用用8台)

施設整備主体/香川県

■ シンボルタワー地下駐車場

収容台数/221台(香川県80台、
高松市141台)(うち
車いす使用用5台)

施設帰属主体/香川県・高松市

4. 上物施設

－ 高松港旅客ターミナルビル －

【構造・規模】

鉄骨造、地下2階・地上8階
敷地面積 2,368㎡
建築面積 1,131㎡
延床面積 0,396㎡

【施設の概要】

地上1～2階：待合室、利便施設等
3階：宇高運船記念展示場
5階：県高松港管理事務所
6～9階：港湾関連業務オフィス
地下2階及び地上4階：
地域熱供給センター
(四国電力株式会社)

【施工期間】

平成10年12月～平成13年3月

－ JR高松駅 －

JR四国は、四国の新しい玄関口として、約3,300平方メートルの敷地に地上4階建て延べ床面積9,400平方メートルの高松駅新駅舎（第1期計画）を建設した。

新駅舎は吹き抜けのある開放的なコンコースを持ち、頂端駅の特徴を生かした、地平レベルで駅前広場や市街地とつながる、人に優しいバリアフリー化された設計となっている。

－ 高松シンボルタワー －

高松シンボルタワーは、四国における中核拠点都市・高松の新たな都心「サンポート高松」の中核を担う施設として位置付けられるもので、交流と連携を基軸に民間業務施設を集積するとともに、国際化と情報化に対応した文化・コンベンション施設、情報発信交流施設、商業施設など、多様な機能を有する香川県・高松市のシンボルとなる交流拠点施設

として、平成16年3月末、4月及び5月にオープンする。

【整備手法】

整備に当たっては、民間の資金力や企画力を最大限に生かすとともに、事業遂行能力の判断や選定の公平性を確保できる「事業コンペ方式」（事業計画提案競技方式）を採用した。

本事業コンペにおいては、公共施設の整備方針、導入機能、施設規模、概算事業費、設計条件等の基本的な仕様を示し、より良い建築設計等の提案を期待するとともに、民間事業者に対しては、事業コンペ要綱で提示する基本的な条件に基づき、複合化する民間施設の規模、内容、運営の提案まで求めた。

この事業コンペに対し、民間3グループ22企業から応募があり、各グループの提案について、審査委員会による審査を経て入選案を決定した。入選者は、民間事業主体として事業運営を行う新会社を設立し、基本計画等に基づきシンボルタワーを設計、建設し、公共施設部分を県及び高松市に財産譲渡するとともに、民間施設部分の運営を行うこととした。

【施設の概要】

敷地面積	13,051㎡
建築面積	10,650㎡
延床面積	103,264㎡
(内訳)	
香川県	9,972㎡
高松市	21,678㎡

公共駐車場	9,032㎡
民間	27,889㎡
民間駐車場	7,888㎡
共用面積	26,805㎡

【構造・規模】

タワー 地上30階、地下2階
高さ151.3m
ホール 地上7階、地下2階
高さ44.8m

【施設の構成】

県施設（タワー2～7階、ホール1階）
香川ビジネスターミナル、かがわ国際会議場、管理事務所、情報通信交流館（愛称：e-とびあ・かがわ）、かがわプラザ、バスポートセンター、展示場

市施設（ホール1～7階）

高松市文化芸術ホール（愛称：サンポートホール高松）

民間施設（タワー1、2、9～30階、ホール1～3階）

オフィス、商業施設など

【施工期間】

平成13年7月～平成16年2月

－ 国合同庁舎 －

高松地方合同庁舎は、高松シンボルタワー西側に、同一規模の2棟が南北に建設され、市内に散在する国の出先機関のうち老朽、狭隘な施設・9省庁20官署を集約、合同化し、利便性や執務環境などの向上を図るもので、高松シンボルタワーと並んで重要な交流拠点機能を担う。平成12年度に「サンポート高松シビックコア地区整備計画」が承認され、サンポート高松のまちづくりと一体となった合同

庁舎の整備に向けて14年度に基本設計が行われた。北側A棟は15年度に実施設計及び工事着手が行われ、18年度中の完成を目指している。

【施設の概要】

敷地面積 約11,262㎡

延床面積 約62,000㎡ (A棟約31,000㎡)

【構造・規模】

鉄骨造地上13階地下2階建

5. 環境に配慮した施設

－ 再生水利用下水道事業 －

高松市では、平成6年度の大湯水を契機に水資源の有効利用を図るため、「再生水利用下水道事業計画」を策定し、平成8年度に事業採択を受けて事業に着手した。平成12年度

末で、東部下水処理場の再生処理施設建設ならびにサンポート高松までの再生水湛配水管の施工を終え、平成13年4月に再生水の供給を開始した。

－ 地域熱供給事業 －

サンポート高松においては、海水の温度差による未利用エネルギーを活用した地域冷暖房システムを導入することとし、平成13年4月から四国電力㈱が事業主体となり、高松港

旅客ターミナルビル及び全日空ホテルクレメント高松に熱供給している。今後、高松シンボルタワー、国の合同庁舎にも供給予定である。

－ 太陽光発電システム －

サンポート高松では、本県が全国でも有数の日照時間を有するという地域特性を生かし、港湾緑地や駅前広場にソーラーシステムによ

る発電を導入し、緑地や広場内の照明などに利用している。(パネル面積：1,778㎡、発電容量：200kw、年間発電量：約17万kWh)

6. まちづくり計画

○まちづくり協定

まちづくりを誘導する手法として、用途地域などや地区計画を定めている。これにより一定の範囲で計画的な土物誘導が可能であるが、法的に定められている規制、誘導内容には限界があるので、これらを補完するものとして、任意の取り決めである「まちづくり協定」が必要とされる。

サンポート高松においては、駅周辺主要街区約15㌥(区域はシビックコア区域、地域熱

供給事業区域と同じ)の地権者(国、県、高松市、JＲ四国、四国電力㈱、シンボルタワー開発㈱、㈱パーセントクンの店)の間でまちづくり協定が締結されている。

この協定により、まちづくりの基本的要素(街並み・にぎわい、水と緑と光、歩行者の動線、建築物の景観デザイン、広告物等、安全・快適、高次都市施設、電波障害への対応、まちの美化)について方針を定め、特色あるまちづくりを進めている。

今後のサンポート…都市拠点機能の充実に向けて

1. 北側街区の土地利用

港湾に面した2街区と北側のA-1、A-2街区の土地利用が今後の課題だが、20年の歳月と1千億円余の資金を投じて基盤整備を進めてきた高松港頭地区再開発の原点を見失

うことなく、県の将来にとって大きな資産であるサンポート高松をどう創造していくのか、先を見据えた息の長い取り組みが望まれる。

2. 琴電築港駅の乗り入れ

高松琴平電鉄連続立体交差事業は琴電の経営問題に絡んでその進展が遅れているが、築港駅の高架によるJR高松駅南隣への乗り入れは港頭地区総合整備計画の大きな要案の一つである。連続立体交差事業を進めることによりJRと琴電の乗り継ぎを至便化し、また

サンポート高松への東からのアクセス道路である高松海岸線の整備が行われるとともにウォーターフロントの景観形成に欠かすことのできない玉藻城公園の整備が可能となる。一日も早い連立事業の完成を目標して関係者の一層の努力に期待したい。

3. これからのサンポート

世紀の大事業「瀬戸大橋」は、有史以来はじめて島国四国を本州と陸続きにし、78年間に及ぶ宇高連絡船の歴史に幕を引いた（この年、北では背面トンネルが完成し鉄道連絡船が消えた）。この土木史を塗り替える一大出来事は、港とともに発展してきた県都高松に大きな変革を投げかけた。そして、これに応えるべく、明治以来改修を重ねてきた玉藻地区の港湾機能を抜本的に創り替え、先人の英知を生かした21世紀の城づくりを目指してきた。

しかし、当然のことながら、そのサンポート高松総合整備事業の推進途上には、再開発の是非や整備方針についてさまざまな議論がなされてきた。その答えは、これから徐々に明らかになる。

平成14年10月、サンポート高松は地方都市としては全国ではじめて、丸亀町地域を合わせて都市再生特別措置法に基づく緊急整備地域に指定された。都市機能と港湾機能が融合し豊かな瀬戸の自然と歴史的景観に恵まれたサンポート高松の魅力を生かし、その整備効果を最大限に引き出して、県民に親しまれ県外にも誇れる潤いとにぎわいのある街に育てるのは我々土木技術者のこれからの取り組みに掛かっているといえる。時代を見据えた更なる整備に努め、高次都市機能を集積し、瀬戸の都「サンポート高松」から香川の新しい21世紀の風景が生まれ、香川県が四国及び環瀬戸内交流圏の中で主要な役割を担い、さらに飛躍発展していくことを期待したい。

4. サンポート高松総合整備事業の経緯概要

1983～1984年度 (昭和58～59)	備置地域整備計画調査 高松地域(港頭地区)整備計画調査
1985～1986年度 (昭和60～61)	高松港湾計画 議 高松港頭地区総合整備計画調査 高松港頭地区新都市拠点整備事業調査
1987(昭和62)年度	土地区画整理事業調査
1988(昭和63)年度 4月	高松港湾湾改修事業の事業採択 埋築事業の調査に着手
1990(平成2)年度	新都市拠点整備事業、土地区画整理事業の事業採択
1991(平成3)年度 4月 6月 9月	高松港頭地区開発室新設 公有水面埋立免許 高松港玉藻地区港湾整備事業起工式
1992(平成4)年度 4月 12月	高松港頭地区総合整備計画基本構想発表 土地区画整理事業等の都市計画決定
1993(平成5)年度 4月 7月 2月	高松港頭地区開港改組 高松港頭地区開発新設 高松港頭地区の「サンポート高松」に 土地区画整理事業の策定計画の決定
1994(平成4)年度 5月	土地区画整理審議会設置
1995(平成7)年度 12月	用途地域、地区計画の都市計画の変更 土地区画整理事業の仮換地指定
1996(平成8)年度 9月	土地区画整理事業起工式
1997(平成9)年度 3月	まちづくり協定締結
1998(平成10)年度 4月 10月 11月 1月	サンポート高松推進部、サンポート高松推進事務所に名称変更 公有水面埋立竣工 2万トン級岸壁完成 高松駅前広場地下駐車場起工式 高松港港客ターミナルビル起工式
1999(平成11)年度 12月 3月	シンボルタワー(仮称)等事業計画提案競技入選決定 シンボルタワー(仮称)等基本計画策定
2000(平成12)年度 4月 6月 8月 12月	サンポート高松ビックコア地区整備計画の建設省承認 シンボルタワー(仮称)基本協定締結 高松貨物ターミナル駅開業 サンポート財団設立
2001(平成13)年度 5月 8月	サンポート高松一部オープン サンポート高松オープン記念セレモニー開催 シンボルタワー(仮称)起工式
2002(平成14)年度 10月	都市再生緊急整備地域に「高松駅周辺・丸亀町地域」が地域指定
2003(平成15)年度 4月 2月 3月～5月	サンポート高松推進課に改組 高松シンボルタワー竣工 サンポート高松グランドオープン ・高松シンボルタワー内商業施設、多目的広場、歩行者専用道路 サンポート高松(地)駐車場(3月30日) ・高松シンボルタワー スポーツセンター、eとびあ・かがわ、かがわプラザ(4月4日予定) サンポートホール高松、かがわ国際会議場、展示場(5月20日予定) サンポート高松推進課、サンポート高松推進事務所廃止
3月	

公園整備・開園の経過

昭和60年12月	香川県中央広域公園基本計画
昭和61年11月	都市計画決定
昭和61年12月	都市計画事業認可を受け、カントリーゾーン、ポートヒルゾーンの整備に着手
昭和63年6月	ふるさとづくり特別対策事業で空港西側スカイゾーン（テイクオフ）の整備に着手
平成2年1月	カントリーゾーン、ポートヒルゾーンの一部 約6.8haを開園
平成3年4月	スカイゾーン（テイクオフ）約20.7haを開園
平成4年7月	ポートヒルゾーンの一部 約2.4haを開園
平成5年10月	ポートヒルゾーンの島人広場 約3.5haを開園
平成7年7月	ポートヒルゾーンの彫刻広場、休憩広場 約4.2haを開園
平成8年9月	グラススキー場、そりゲレンデ 約3.2haを開園
平成9年10月	都市計画事業認可を受け、第2期整備区域のアドベンチャーゾーンの整備に着手
平成10年8月	カントリーゾーン、ポートヒルゾーン約10.5haを開園

現在、整備中であるアドベンチャーゾーンは、「自然の中でスポーツレクリエーションを楽しむ」ことを基本コンセプトとしており、全体計画約31%の中に多目的広場、ちびっこ広場、冒険探索路などの整備を行っている。

今後は早期開園を目指し、引き続き用地買収、施設整備を行う。なおスカイゾーン（ランディング）及びフルーツゾーンについては現段階では未着手となっている。

— 国営讃岐まんのう公園 —

「国営讃岐まんのう公園」は、四国地方の広域的レクリエーション需要に対応する国営公園として、全国16か所の国営公園のうち12番目の公園として昭和59年度に事業着手したものである。平成10年4月18日に全体計画区域約350%のうち、中央広場ゾーンを中心とする約80%の区域を初めて部分開園した。

平成12年春には北口道路が開通し、開園区域は、中央広場ゾーン、宿泊ゾーンを中心とする111.4%となっている。今後は、本州四国3架橋時代のなかで、広域観光ネットワークの中核をなすとともに、四国における文化・スポーツ・レクリエーションの一大拠点となるべく整備を進めていく。

- (1) 位置 ha)
香川県仲多度郡満濃町（高松市の南西約25km（車で約50分）、坂出市の南約15km（車で約25分）、琴平町の南東約7km（車で約15分））
- (2) 区域
地元の生んだ偉人弘法大師・空海による築造で、また農業用ため池としては日本一の規模を有することで有名な「満濃池」北東岸の一体の丘陵地である。
標高約150mから277m、面積約350haの丘陵地の区域で、中央部の旧「竜頭」集落跡地をアカマツを主体とした樹林が取り囲んでいる。
- (3) 事業の経緯
昭和59年度 事業着手
60. 9. 12 基本計画策定
61. 8. 29 都市計画決定（約350ha）
63. 10. 12 一部の条件を除いて全体区域の補償がほぼ妥結、地権者会解散
平成元10. 20 本土工事着手
10. 4. 18 第一期開園（約80ha）
12. 4. 30 北口進入路追加開園（約96
14. 4. 20 自然生態園追加開園（約111ha）
- (4) 公園の基本テーマ
本公園は、満濃池周辺の恵まれた自然と、四国の文化的風土を生かし、技術革新、情報化の進展の中で、ともすれば見失われがちな自然・宇宙など人間の生存基盤との交流を育むものとなるよう、その基本テーマを「人間との語り、自然、宇宙とのふれあい」としている。
- (5) ゾーン構成
上記基本テーマを具現化すべく、「中央広場ゾーン」「宿泊ゾーン」「環境保全ゾーン」「湖畔ゾーン」「文化ゾーン」「自然活用ゾーン」「スポーツゾーン」の7つのゾーンで公園全体を構成しており、整備の進捗により順次供用することになっている。
- (6) 動線計画
本公園へは、国道32号、319、438号などから県道を介してアプローチすることになり、これに対応して公園には西、北、東口の3か所の入園ルートが設けられる。計画では本公園の来園者の約95%は自働

その他の主な施設	歩行者園路	幅員 2~4 m	長さ 4,200 m
	自転車専用園路	幅員 3 m	長さ 3,200 m
	中央駐車場	25,800 m ²	普通自動車 902 台、身障者用 11 台、大型 18 台
	見はらしの山展望台	(オンツツジの道)	
	総合センター (事務所、管理事務所、研修室)		

このように国営讃岐まんのう公園では、計画段階から自然環境を生かした整備を方向付けている。また、整備方針に基づきながら、環境や社会の変化に応じた自然環境の保全・

再生や環境負荷の低減に取り組んでいるところである。今後も引き続き、これらの取り組みを推進するとともに、自然資源の活用を図ることとしている。

一 中央公園 一

中央公園は、高松の市街地の中心部に位置し、県庁、市役所、高校、商店街が集積する行政・文化・商業の中心地にあり、高松市を代表する都市公園である。

昭和22年から昭和57年の間は市営球場として利用されてきた。しかし、昭和57年に球場が市内生島町に移転したことに伴い、昭和57年度から昭和60年度にかけて本来の公園として整備したものである。

当公園は昭和21年に都市公園用地として、戦災復興土地地区画整理事業により確保したが、

車によるものと想定されているが、公園区域が丘陵地の中にあり、園内の移動と各施設へのアクセスを円滑にするために、サークル園路と呼ばれる自動車園路と駐車場を公園内部に設け、自動車の乗り入れを可能

とする方式を採用している。

また、公園内をくまなく循環できる自転車園路、歩行者園路のネットワークを整備することとしている。

(7) 開園している主な施設の概要

エリア	施設の概要
エントランス	エントランス広場：2,700 m ² ビジターセンター (常設・映像展示)、レストラン、売店、緑と石のヴィスタ
竜頭の里	昇竜の滝……………高さ 9 m 水量 5 m ³ /分 (常時) 65 m ³ /分 (瀑布時) 貯水タンク 200 m ³ 花壇……………風花の庭：2,100 m ² (ハーブ類)、背竜の谷：1,600 m ² 、花竜の道：4,000 m ² 芝生広場……………約 4 ha サイクリングセンター……………自転車約 200 台 竹風庵……………茶室、陶芸教室、茶工房 竜の子ひろば……………ドラゴンの家/遊具 (竜のハンモック、クライミングウォール、あり地獄) 竜のしっぽ、地への入り口、竜のすみか、レストハウス竜の里
竜頭の森	炭焼き窯、きのこの森、たけのご園、山野草の道、風に見える丘展望台、希望の丘展望台、エックススライダー、体験学習館
オートキャンプ場	キャビン (内 3 サイトはバリアフリー設計) 21 棟 トレーラーハウス 1 棟 キャンピングカーサイト 5 サイト 一般カーサイト 59 サイト フリーサイト 19 サイト トイレ炊事棟 オートキャンプ場管理センター (売店、浴室、ランドリー)、イベント広場、せせらぎ広場
自然生動園	自然生態観察園 (茶室、デッキ) 園路総延長：2,200 m 自然生態展示館 (展示館、学習室、中庭)

《 4 》 土地区画整理事業

一 宇多津塩田土地区画整理事業（新宇多津都市）一

香川県のほぼ中央に位置する宇多津町。室町時代から瀬戸内海運の中心としてにぎわったこの町は、塩業とともに栄えてきた「塩の町」であった。しかし、昭和47年の製塩業の廃止により町は衰微し、後に残ったのは広大な塩田跡地であった。

この跡地が脚光を浴び始めたのは、同時期に瀬戸大橋建設という世紀のプロジェクトの四国側起点となる受け皿として位置付けられたことによる。地権者約300人、面積186.3㍊

のこの跡地を、地域振興整備公団並びに香川県の技術的・財政的援助を得ながら土地区画整理事業の手法で開発することになった。

宇多津塩田土地区画整理事業は、事前調査から17年、事業の着工から14年の歳月をかけて都市基盤施設の整備と良好な住宅地の形成を行い、平成4年1月、土地区画整理事業の最終段階である換地処分を行った。

【事業概要】

事業区域	総面積186.3㍊
施工期間	昭和52年度～平成8年度（清算事務完了）
補助期間	昭和49年度～平成2年度
施工者	宇多津町（地域振興整備公団へ一部委託）
計画人口	8,700人
事業費	約2,331億円

【土地利用状況】

	住宅地		公有地	公有地			
	ha	%		ha	%		
民 有 地	住宅地	3.3	1.8	1.3	0.7		
	商業地	-	-	道路 広場	1.8	1.0	
	工業地	-	-	公共 用地	公園 緑地	-	-
	農地	-	-		河川 水路	10.1	5.4
	その他	169.8	91.1	小計	11.9	6.4	
	小計	173.1	92.9	合計	186.3	100.0	

減歩率 40.28% (公共減歩 25.79% 保留地減歩14.49%)

	住宅地		公有地	公有地			
	ha	%		ha	%		
民 有 地	住宅地	30.0	16.1	17.4	9.3		
	商業地	21.6	11.6	道路 広場	46.8	25.1	
	工業地	60.5	32.5	公共 用地	公園 緑地	8.4	4.5
	農地	-	-		河川 水路	1.6	0.9
	その他	-	-	小計	56.8	30.5	
	小計	112.1	60.2	合計	186.3	100.0	

新宇多津都市の現状

土地区画整理事業で開発されたこの町は、地域振興整備公団並びに香川県の援助により、充実したインフラ整備がなされている。また、交通の利便性も相まって、近年の経済不況の中にあっても多数の企業が立地し、マンションや一戸建住宅が次々と建設されるなど、人口も順調に増え続けている。

地区内人口 平成15年 5,917人
(施行前 147人)

瀬戸内海国立公園が一望できる新宇多津都市の北側には、土地区画整理事業で配置された臨海公園や緑地が整備され、休日には多くの家族連れや観光客が訪れる。宇多津町にお

いては、海辺を中心とした親水性、回遊性を生かした調いある町の創造を目指している。

一方、地区内にあるJ R宇多津駅周辺には、すでに多くのマンションや住宅が建ち並んでいる。その地域は地元住民の日常生活に深く関わるため、住民が誇れるような町の顔として利便性・アメニティ性の向上を図りながら、情報発信や商業・業務機能を充実させ、安全・安心・ゆとりある住環境の形成を目指している。

一 太田第2土地区画整理事業

太田第2地区は高松市域のほぼ中央にあり、中心市街地の南縁部に位置する面積約360.3㊦の地区である。これまで農業的土地利用が中心であったが、都市人口の外縁化に伴い近年急速に宅地開発され、スプロール化が進んできたことから、昭和61年度より高松市の事業として着手された。平成6年度には全地域の仮換地指定を終え、現在「調いと活力に満ちたまちづくり」をテーマに、街路、公園などの公共施設及び上・下水道などの公共施設の整備を図り、快適に住み良いまちづくりを目指して、事業推進に努めている。総事業費は660億円、事業完了を平成19年度としている。本地区の事業概要は表のとおりである。

当地区のほぼ中央を南北に走る都市計画道

《2》 流域下水道

— 中讃流域下水道（大東川処理区） —

【概要】

中讃地域は坂出市、宇多津町、丸亀市、多度津町などの臨海工業地帯や善通寺市、琴平町などの観光地を擁している。また、周辺町におけるベッドタウン化の進展などにより、丸亀市を除いて下水道整備に未着手であった昭和40年代後半には、公共用水域の水質汚濁が県下でも特に顕著となり、一方で昭和45年の水質汚濁防止法の制定及び下水道法の改正、昭和48年の瀬戸内海環境保全特別措置法の制定など、法制面からも下水道整備の強力な推進が求められるようになっていた。



大東川幹線工事に用いられた
シールドマシン (φ2130)

これに対処するため、県は中讃地域の下水道整備の基本となる「中讃地区河川流域別下水道整備総合計画」(平成12年度に「備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画」に統合)の策定に昭和48年度に着手。中讃地域3市9町(琴南町を除く)の下水道を、流域下水道の大東川処理区及び金倉川処理区と公共下水道の丸亀処理区の3処理区に分割して処理することにして、昭和53年度に国の承認を得た。これに基づき、坂出市、宇多津町、飯山町、綾歌町、綾南町、綾上町の1市5町を対象とした中讃流域下水道(大東川処理区)は、県

内で最初の流域下水道として昭和52年度に国庫補助事業の採択を受け、事業に着手した。

建設工事は、昭和53年12月の大東川幹線管渠の建設に始まり、昭和54年10月には終末処理場(大東川浄化センター：当初処理能力13,700m³/日)の建設工事に着手、昭和60年4月1日に供用を開始している。



常圧浮上式汚泥濃縮装置

近年は下水性状が変化して、従来の重力濃縮方式では濃縮できないケースが出てきており、このような常圧浮上式汚泥濃縮装置の導入が図られている。

流域関連公共下水道も、幹線管渠の整備に合わせ、下流側の市町から順次着手し、坂出市が昭和60年4月、宇多津町が昭和60年9月、飯山町が平成8年4月、綾歌町が平成10年4月、綾南町が平成11年5月、綾上町が平成12年6月に、それぞれ供用を開始している。

その後、流域関連公共下水道の整備に伴う流入汚水量の増加に対応して、平成10年度から処理能力を27,400m³/日に引き上げる第1期増設工事に着手し平成14年度に完了、現在に至っている。

【特徴】

中讃流域下水道(大東川処理区)は、県内で最初に事業化された流域下水道である。終末処理場での処理方法は標準活性汚泥法で、反応槽で下水と活性汚泥をエアレーションに

よって混合後、最終沈殿池で活性汚泥を沈殿分離し、上澄水を処理水として放出させる。また、幹線管渠は大部分が自然流下であるが、綾南幹線には地形的制約により中継ポンプ場を2か所設置している。

処理水は、備讃瀬戸海域に直接放流しているほか、処理場内の砂ろ過施設で再処理した水を、送水管で香の州地内の瀬戸大橋記念公園や緑街緑地などに灌水として供給し、有効利用を図っている。

また、下水汚泥は平成15年度から、セメント原料への再資源化処理を行っている。



大東川浄化センター中央制御室

【主な経過】

- S50.12.27 中讃流域下水道（大東川処理区）事業認可作成
- S51.8.18 中讃流域下水道（大東川処理区）推進協議会設置
香川県都市計画審議会
- S52.11.19 都市計画決定告示（香川県告示第816号）
- S52.12.5 下水道法事業認可
- S52.12.14 都市計画法事業認可の告示（建設告示第1622号）
- S52.12.17 坂出市流域関連公共下水道の事業認可
- S53.3.17 中讃流域下水道（大東川処理区）負担割合についての協定締結
- S53.3.30 処理場用地取得開始
- S53.12.20 大東川幹線管渠建設工事着手

- S53.12.24 宇多津町流域関連公共下水道の事業認可
- S54.7.14 大東川浄化センター建設工事基本協定締結（日本下水道事業団）
- S54.10.31 大東川浄化センター建設工事着手
- S56.9.7 宇多津幹線管渠建設工事着手
- S59.3.15 大東川浄化センター建設工事完了
- S59.3.21 宇多津幹線管渠建設工事完了
- S59.3.31 処理場用地取得完了（1期分）
- S60.4.1 中讃流域下水道（大東川処理区）供用開始
- S60.4.11 坂出市流域関連公共下水道の供用開始
- S60.9.1 宇多津町流域関連公共下水道の供用開始
- H5.3.31 綾南町流域関連特定環境保全公共下水道の事業認可
- H5.6.4 坂山町流域関連公共下水道の事業認可
- H5.11.30 綾上町流域関連特定環境保全公共下水道の事業認可
- H7.1.13 綾歌町流域関連特定環境保全公共下水道の事業認可
- H7.10.26 綾南幹線管渠建設工事着手
- H8.4.1 坂山町流域関連公共下水道の供用開始
- H8.9.14 綾南第1中継ポンプ場建設工事着手
- H8.10.1 綾南第2中継ポンプ場建設工事着手
- H10.4.1 綾歌町流域関連特定環境保全公共下水道の供用開始
- H10.11.30 綾南幹線管渠建設工事完了
- H11.3.10 綾南第2中継ポンプ場建設工事完了
- H11.3.16 大東川浄化センター第1期増設工事基本協定締結（日本下水道

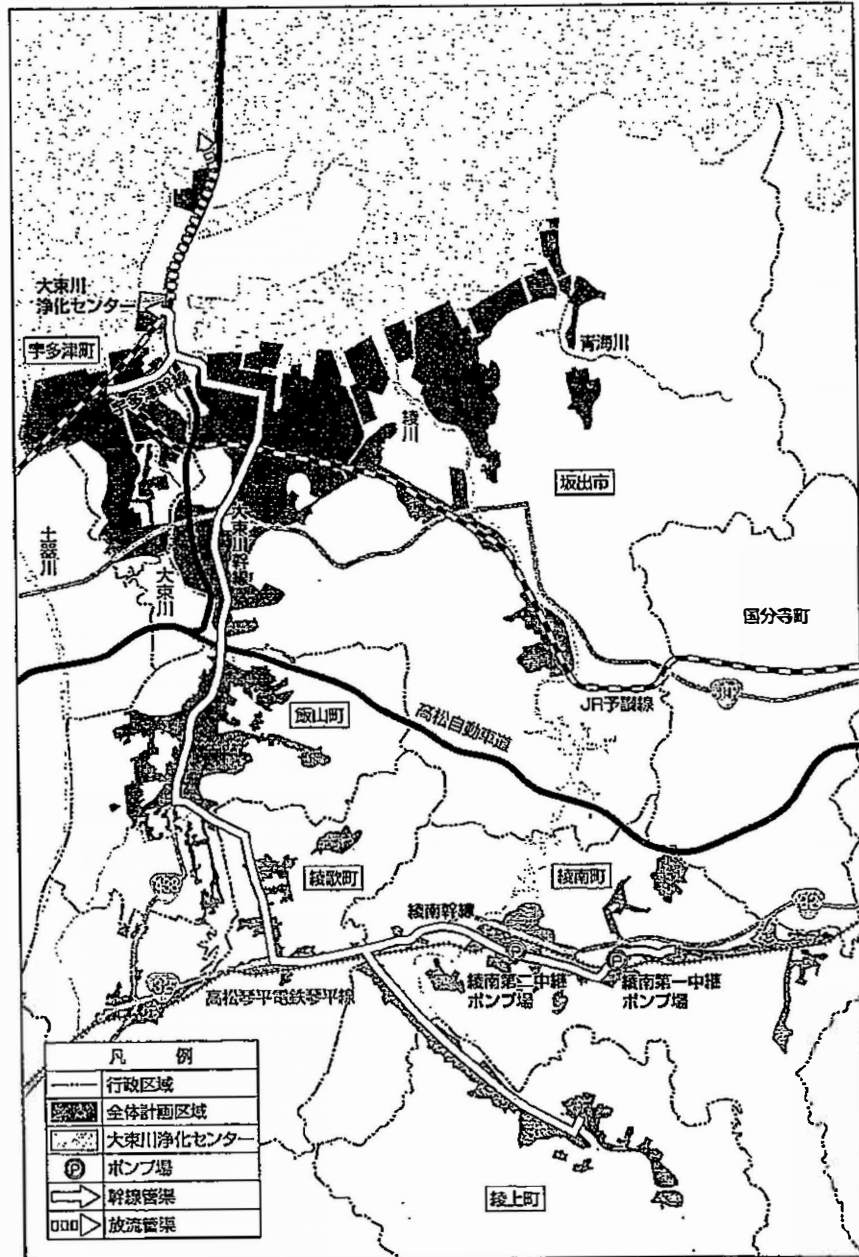
- 事業団) 完了
- H11.5.10 綾南町流域関連特定環境保全公共下水道の供用開始
- H11.7.6 大東川浄化センター第1期増設工事着手
- H11.10.29 綾南第1中継ポンプ場建設工事
- H12.3.17 大東川幹線管渠建設工事完了
- H12.6.1 綾上町流域関連特定環境保全公共下水道の供用開始
- H15.2.18 大東川浄化センター第1期増設工事完了

【流域下水道整備状況】中讃流域下水道（大東川処理区）

区分	全体計画 (S52~H24)	事業認可 (S52~H16)	H14末 整備状況	備考
処理能力 (日最大)	82,200m ³ /日	41,100m ³ /日	27,400m ³ /日	
処 理 場	6/6	3/6	2/6	
敷地面積	15.5ha	15.5ha	11.7ha	
処理方式	標準活性汚泥法			
放流渠	φ1,800	3.3km	3.3km	瀬戸内海へ放流
幹 線 管 渠	大東川幹線 φ100~φ1,800	21.1km	21.1km	
	宇多津幹線 □1,700×2,250~φ1,200	1.3km	1.3km	
	綾南幹線 φ450~φ800	6.1km	6.1km	綾南第1中継ポンプ場 綾南第2中継ポンプ場
	計	28.5km	28.5km	
事業費	41,000百万円	14,950百万円	12,532百万円	
	管渠	17,000百万円	16,940百万円	
	ポンプ場	2,000百万円	1,400百万円	
	計	60,000百万円	33,290百万円	

流域	処理面積	人口		
		人口	人口	人口
流 域 関 連 公 共 下 水 道	坂出市	1,739.0ha	678.0ha	169.0ha
	宇多津町	544.0ha	472.0ha	330.6ha
	坂山町	440.0ha	255.0ha	145.5ha
	綾歌町	233.0ha	164.0ha	48.2ha
	綾南町	375.0ha	251.4ha	113.5ha
	綾上町	215.0ha	130.3ha	116.4ha
	計	3,546.0ha	1,950.7ha	923.2ha
関 連 公 共 下 水 道	坂出市	51,200人	26,200人	7,294人 (H14末普及率11.8%)
	宇多津町	13,300人	15,200人	11,530人 (70.4%)
	坂山町	13,000人	7,500人	3,710人 (28.5%)
	綾歌町	8,000人	5,500人	1,134人 (14.2%)
	綾南町	10,900人	7,100人	2,323人 (21.3%)
	綾上町	4,000人	1,900人	1,842人 (46.0%)
	計	100,400人	63,400人	27,833人
流 入 汚 水 量 (日平均)	坂出市	34,800m ³ /日	8,800m ³ /日	3,405m ³ /日
	宇多津町	17,900m ³ /日	15,700m ³ /日	5,204m ³ /日
	坂山町	5,400m ³ /日	1,900m ³ /日	664m ³ /日
	綾歌町	3,300m ³ /日	800m ³ /日	260m ³ /日
	綾南町	5,600m ³ /日	2,600m ³ /日	483m ³ /日
	綾上町	2,600m ³ /日	1,900m ³ /日	309m ³ /日
	計	69,600m ³ /日	31,700m ³ /日	10,325m ³ /日

【計画概要図】中讃流域下水道（大東川処理区）



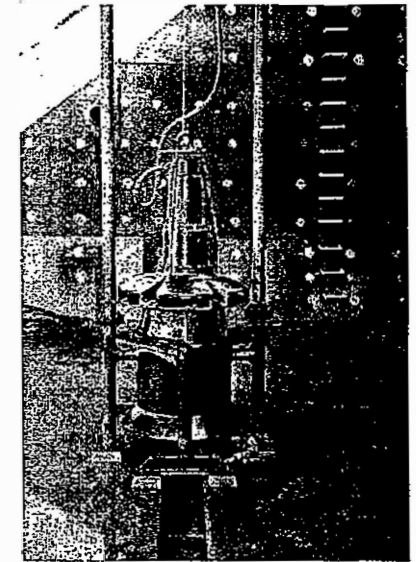
— 中讃流域下水道（金倉川処理区） —

【概要】

中讃流域下水道（金倉川処理区）は、「中讃地区河川流域別下水道整備総合計画」（平成12年度に「備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画」に統合）に基づき、普通寺市、多度津町、琴平町、満濃町、仲南町の1市4町を対象とした県内で2番目の流域下水道として、昭和58年度に国庫補助事業の採択を受け、事業に着手した。

建設工事は、昭和59年9月の金倉川1号幹線管渠の建設に始まり、昭和62年9月には終末処理場（金倉川浄化センター：当初処理能力4,500m³/日）の建設工事に着手、平成2年12月1日に供用を開始している。

また、流域関連公共下水道も、幹線管渠の整備に合わせて順次着手し、普通寺市が平成2年12月、多度津町が平成3年5月、琴平町

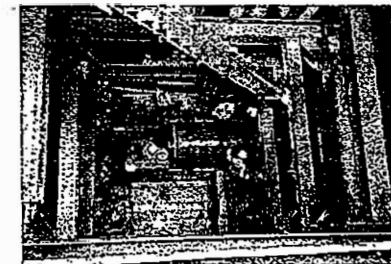


水中機械式曝気攪拌装置

近年は、従来の散気板に代わり高度処理のための、好気・嫌気運転に対応できる水中機械式曝気攪拌装置が用いられるようになっており、同時に省エネルギー化も図られている



金倉川第1号幹線シールドマシン(φ1450mm) (昭和59～60年度)



同上 施工状況

が平成5年1月、満濃町が平成5年11月、仲南町が平成7年4月にそれぞれ供用を開始している。

その後、流域関連公共下水道の整備に伴う汚水量の増加に対応して、平成5年度から9年度に第1期増設工事（処理能力を9,000m³/日に引き上げ）を、また平成9年度から12年度にかけて第2期増設工事（処理能力を13,500m³/日に引き上げ）を行い、現在に至っており、さらに平成15年度からは処理能力を18,000m³/日に引き上げる第3期増設工事に着手し、平成16年度に完成する予定である。

【特徴】

中讃流域下水道（金倉川処理区）は、県内の主要な観光地の一つである琴平町を擁することから、計画汚水量に観光人口を見込んで

いる。また、渦瀧町の国営讃岐まんのう公園は、市街地からは離れているが多くの入場者が訪れるため、水質環境の保全の観点から処理分区として組み入れている。

終末処理場での処理方法は、標準活性汚泥法である。また、地形的制約が少ないことから幹線管渠は自然流下のみであり、中継ポンプ場は設置していない。

現在は処理水を全量、備讃瀬戸海域に直接放流しているが、平成12年度から多度津町が約10,000m³/日を場外の高処理施設へ分水、再処理して桜川上流の各支川へ還元し、河川の流況改善に役立っているほか、JR多度津駅前「水環境創造事業」に取り組んでおり、平成15年度には施設が完成する予定である。

また、下水汚泥は平成14年度から、セメント原料への再資源化処理を行っている。

【主な経過】

- S 51. 8. 12 中讃流域下水道（金倉川処理区）推進協議会設置
- S 55. 8. 21 中讃流域下水道（金倉川処理区）負担割合についての協定締結
- S 56. 12. 11 中讃流域下水道（金倉川処理区）事業認可作成
- S 58. 9. 19 香川県都市計画審議会
- S 58. 10. 4 都市計画決定告示（香川県告示第774号）
- S 59. 1. 19 下水道法事業認可
- S 59. 1. 31 都市計画法事業認可の告示（建告第98号）
- S 59. 9. 15 金倉川第1号幹線管渠建設工事着手
- S 60. 1. 17 多度津町流域関連公共下水道の事業認可
- S 61. 1. 27 善通寺市流域関連公共下水道の事業認可
- S 61. 12. 16 琴平町流域関連公共下水道の事業認可
- S 62. 6. 25 金倉川浄化センター建設工事基本協定締結（日本下水道事業団）
- S 62. 9. 2 金倉川浄化センター建設工事着手
- S 62. 12. 25 処理場用地取得着手
- H 2. 11. 30 金倉川浄化センター建設工事完了
- H 2. 12. 1 中讃流域下水道（金倉川処理区）供用開始
- H 2. 12. 11 善通寺市流域関連公共下水道の供用開始
- H 3. 2. 22 渦瀧町流域関連特定環境保全公共下水道の事業認可
- H 3. 4. 30 処理場用地取得完了
- H 3. 5. 27 多度津町流域関連公共下水道の供用開始
- H 5. 1. 11 琴平町流域関連公共下水道の供用開始
- H 5. 6. 3 金倉川第2号幹線管渠建設工事着手
- H 5. 11. 1 渦瀧町流域関連特定環境保全公共下水道の供用開始
- H 5. 12. 24 金倉川第1号幹線管渠建設工事完了
- H 6. 1. 11 仲南町流域関連特定環境保全公共下水道の事業認可
- H 6. 7. 13 金倉川浄化センター第1期増設工事基本協定締結（日本下水道事業団）
- H 6. 10. 1 金倉川浄化センター第1期増設工事着手
- H 7. 3. 20 金倉川第2号幹線管渠建設工事完了
- H 7. 4. 1 仲南町流域関連特定環境保全公共下水道の供用開始
- H 9. 12. 18 金倉川浄化センター第2期増設工事基本協定締結（日本下水道事業団）

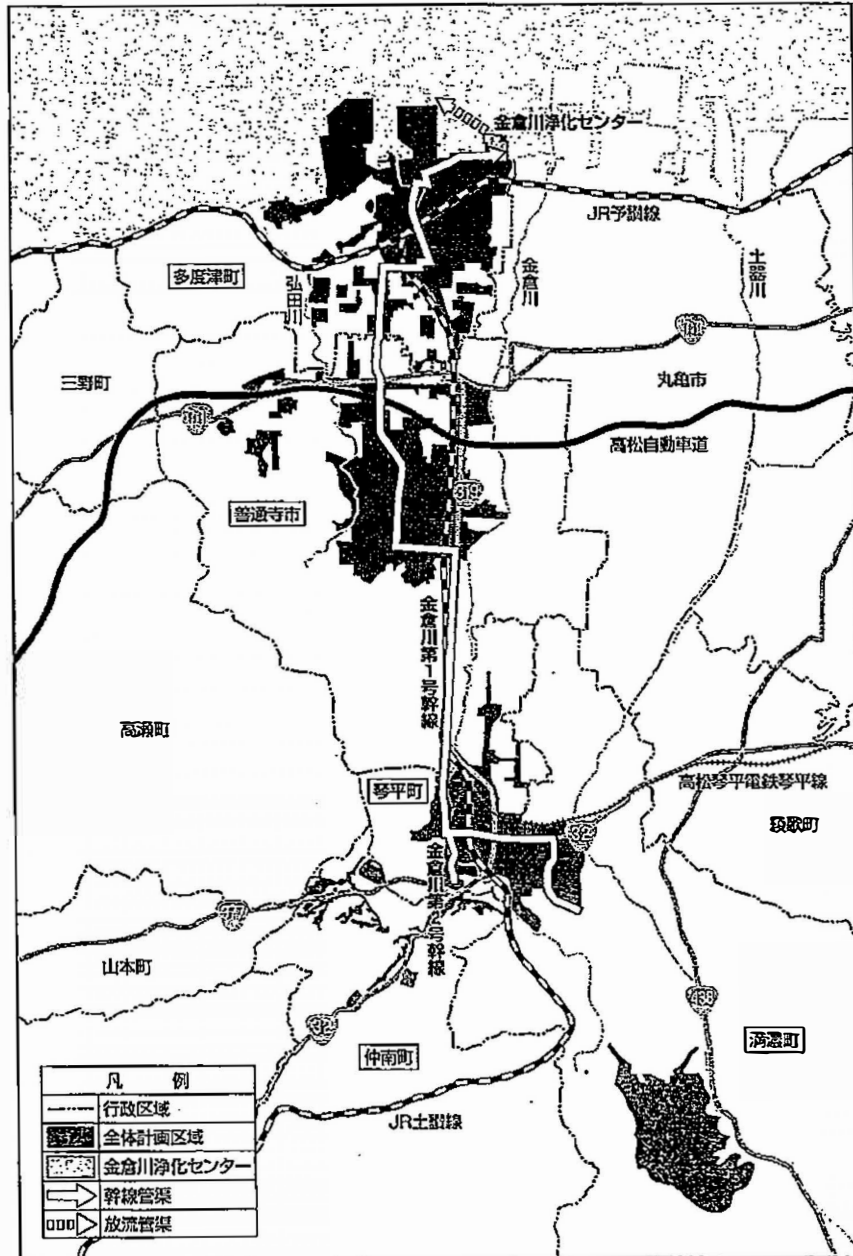
- H 10. 3. 4 金倉川浄化センター第2期増設工事着手
- H 10. 3. 17 金倉川浄化センター第1期増設工事完了
- H 12. 3. 17 金倉川浄化センター第2期増設工事完了
- H 15. 7. 29 金倉川浄化センター第3期増設工事協定締結（日本下水道事業団）
- H 15. 10. 22 金倉川浄化センター第3期増設工事着手

【流域下水道整備状況】中讃流域下水道（金倉川処理区）

区分		全件計画 (S58~H24)	事業認可 (S58~H15)	H14末 整備状況	備考
処理場	処理能力 (日最大)	49,800m ³ /日	27,000m ³ /日	13,500m ³ /日	
	系列数	12/12	6/12	2/12	
	敷地面積	11.3ha	11.3ha	11.3ha	
	処理方式	標準活性汚泥法			
幹線管渠	放流渠	φ1,800 1.3km	1.3km	1.3km	瀬戸内海へ放流
	金倉川第1号幹線	φ500~φ1,350 18.7km	18.7km	18.7km	
	金倉川第2号幹線	φ500 0.8km	0.8km	0.8km	
計		19.5km	19.5km	19.5km	
事業費	処理場	35,000百万円	22,035百万円	15,690百万円	
	管渠	8,000百万円	7,966百万円	7,966百万円	
	ポンプ場	-	-	-	
計		43,000百万円	30,001百万円	23,656百万円	

流域	処理人口	処理人口			
		善通寺市	多度津町	琴平町	
流域	処理面積	善通寺市	770.0ha	589.2ha	453.5ha
		多度津町	795.2ha	642.0ha	470.1ha
		琴平町	300.0ha	81.6ha	61.2ha
		渦瀧町	520.0ha	475.1ha	385.3ha
		仲南町	84.0ha	34.0ha	32.6ha
計		2,469.2ha	1,821.9ha	1,402.7ha	
流域	処理人口	善通寺市	27,500人	22,010人	14,978人 (H14末普及率42.6%)
		多度津町	22,500人	17,740人	10,175人 (≒ 42.2%)
		琴平町	11,400人	4,410人	3,449人 (≒ 30.2%)
		渦瀧町	5,200人	2,210人	1,664人 (≒ 12.5%)
		仲南町	2,000人	680人	493人 (≒ 10.3%)
計		68,600人	47,050人	30,759人	
流域	流入汚水量 (日平均)	善通寺市	13,353m ³ /日	6,565m ³ /日	3,578m ³ /日
		多度津町	13,479m ³ /日	8,186m ³ /日	2,616m ³ /日
		琴平町	5,968m ³ /日	2,098m ³ /日	2,281m ³ /日
		渦瀧町	3,422m ³ /日	1,499m ³ /日	381m ³ /日
		仲南町	914m ³ /日	218m ³ /日	184m ³ /日
計		37,136m ³ /日	18,566m ³ /日	9,040m ³ /日	

【計画概要図】中讃流域下水道（金倉川処理区）

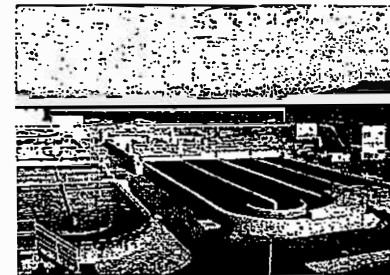


— 鴨部川流域下水道（大川西部処理区）—

【概要】

大川西部地域は、現在のさぬき市（平成14年4月1日に5町の合併により誕生）に当たる旧長尾町、志度町、津田町、大川町、寒川町の5町を含む地域である。昭和40年代には高松市の近郊都市としてベッドタウン化が進み、それに伴う生活排水の増加などから、公用水域の水質汚濁が顕著になっていた。

当時、この地区では、昭和45年度から旧長尾町が、昭和49年度からは旧志度町及び旧津田町が、それぞれ単独公共下水道の事業に着手して間もない頃であったが、水道水源や放流先の問題があり、関係町の間で調整が続いていた。このため、昭和49年度から県が「大川西部流域別下水道整備総合計画」の調査を開始し、当初単独公共下水道事業として実施していた旧長尾町、志度町の公共下水道を、1処理区の広域公共下水道として整備する方向で調整し、昭和54年度に国の承認を得た。

鴨部川浄化センター増設工事
（平成15年12月）

この間、両町においても、し尿処理を目的に、すでに設置されていた一部事務組合の大川西部環境整備組合の業務に下水道整備を加え、昭和53年12月に国の認可を得て、2町にまたがる広域公共下水道の事業を開始した。

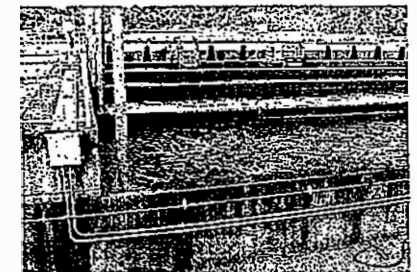
その後、昭和56年度に計画人口が小規模な地域を対象とした第2種流域下水道が新たに制度化されたことから、平成元年度に、県が

事業主体となって第2種流域下水道事業の大川西部流域下水道鴨部川処理区に事業変更し、平成3年度には事業名称を現在の鴨部川流域下水道（大川西部処理区）に改めた。また、平成5年度に第1種と第2種の流域下水道が統合され、一本化されたことから、現在の形の流域下水道事業になり、今日に至っている。

鴨部川流域下水道（大川西部処理区）の幹線管渠など、根幹的施設の建設工事は、平成2年10月の鴨部川幹線管渠の建設に始まり、平成4年9月には終末処理場（鴨部川浄化センター：当初処理能力4,500ml/日）の建設工事に着手し、平成7年9月1日に供用を開始した。また、流域関連公共下水道も、旧長尾町が平成7年9月、旧志度町が平成8年3月に、それぞれ供用を開始している。

その後、流域関連公共下水道の整備の進捗に伴う流入汚水量の増加に対応して、平成13年度から処理能力を6,800ml/日に引き上げる第1期増設工事に着手しており、平成15年度に完成する予定である。

県内で3番目の流域下水道として、複雑な経緯をたどった鴨部川流域下水道（大川西部処理区）であるが、平成14年4月1日の5町の合併により、さぬき市が誕生して、2つの町にまたがっていた流域下水道は、一つの市内の下水道になった。

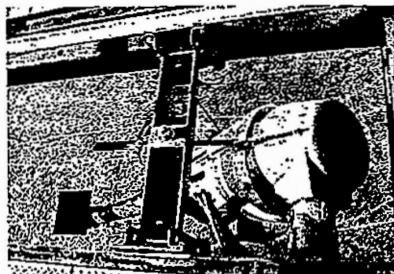
オキシデーションディッチ式による
水処理状況

これに伴い、鴨部川流域下水道（大川西部処理区）は、合併特例法第14条の流域下水道に関する規定で認められた期間が終了する平成24年3月31日に、下水道法の規定に基づき、さぬき市が管理する公共下水道に移行することが決まっている。ちなみにこの10年間の流域下水道存続に関する特例規定は、合併支援の観点から香川県が国に強く要望して実現したものであり、鴨部川流域下水道（大川西部処理区）が全国で最初のモデルとなって制定されたものである。

【特徴】

鴨部川流域下水道（大川西部処理区）は、県内の流域下水道の中で唯一、終末処理場にオキシデーションディッチ法を採用している下水道である。

オキシデーションディッチ法は、長円形の無終端水路を反応槽とし、水路全体に流速を与えて下水を循環させながらエアレーションを行う方式である。標準活性汚泥法と比べて反応槽における滞留時間が24～48時間と長いことから、余剰汚泥の発生量が少なく抑えられるほか、反応槽内での硝化反応が進むため、窒素の除去率が高い。また、反応槽が大きいため、流入負荷量の変動に強い、機構が簡単で運転操作や維持管理が容易など、数々の優れた特徴を持っている。その反面、滞留時間



スクリー式曝気攪拌機

コンパクトな装置であり、曝気と攪拌を同時に行える。

の長さから池の面積が大きくなるため、十分な広さの敷地を必要とすることが難点であり、用地にゆとりがある比較的小規模な処理場に適している手法である。

また幹線管渠については、地形的制約から中継ポンプ場を2か所設置しており、圧送区間については面整備の進捗に合わせて将来的に通水能力を拡大できるよう、2条管方式を採用している。

そのほか、下水汚泥は平成15年度から、セメント原料への再資源化処理を行っている。

【主な経過】

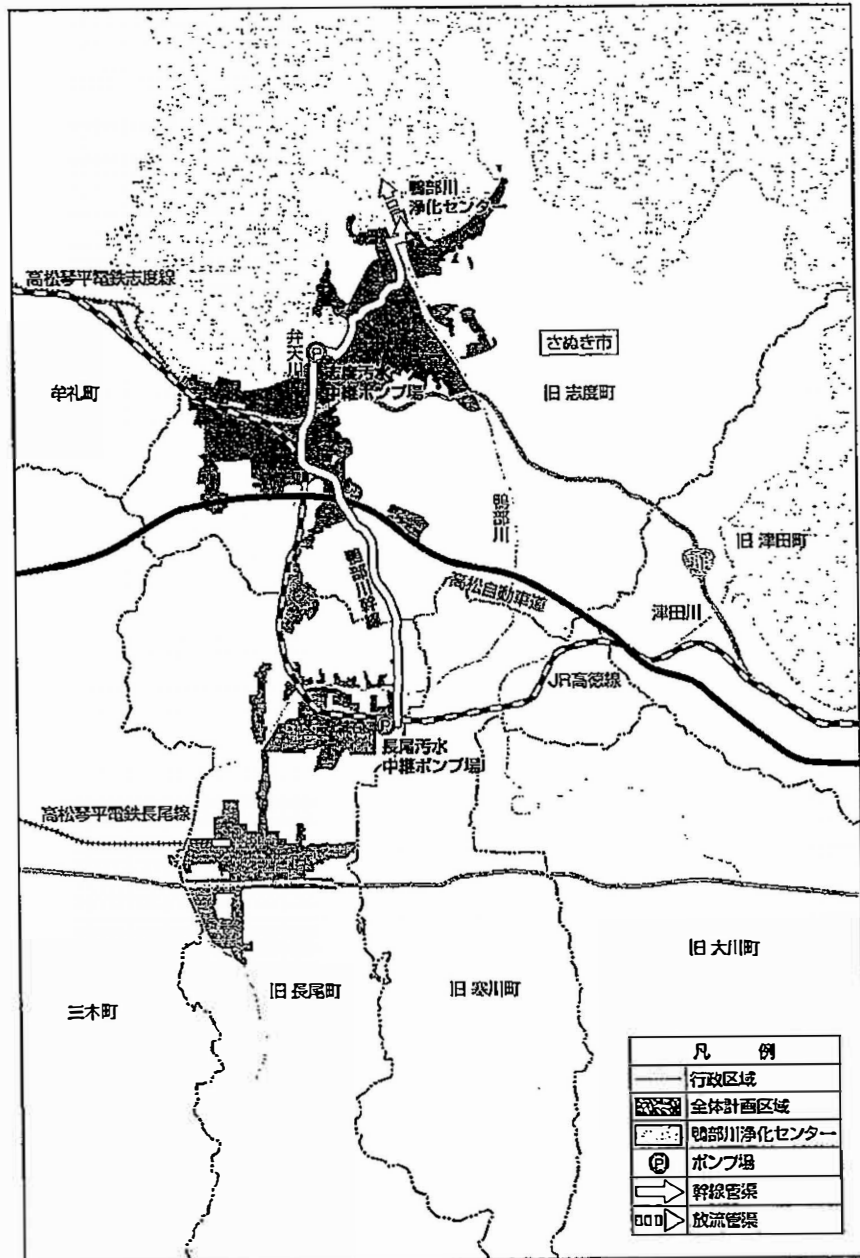
- S46.3.2 長尾町公共下水道の事業認可
- S50.3.5 志度町公共下水道の事業認可
- S53.12.13 大川西部環境整備組合の事業認可（広域公共下水道として発足）
- S62.5.23 大川西部流域下水道（鴨部川処理区）事業認可作成
- H元.9.14 香川県都市計画審議会
- H元.9.30 大川西部流域下水道事業に関する建設負担金協定締結
- H元.10.16 都市計画決定告示（香川県告示第865号）
- H2.1.12 下水道法事業認可（第2種流域下水道）
- 都市計画法事業認可の告示（建設第23号）
- H2.2.19 志度町流域関連特定環境保全公共下水道の事業認可
- H2.10.2 鴨部川幹線管渠建設工事に着手
- H3.3.31 大川西部環境整備組合の下水道部門解散
- H3.8.20 志度汚水中継ポンプ場建設工事に着手
- H3.11.7 鴨部川流域下水道（大川西部処理区）に名称変更
- H4.7.3 処理場用地取得開始
- 鴨部川浄化センター建設工事基

- 本協定締結（日本下水道事業団）
- H4.8.27 長尾汚水中継ポンプ場建設工事に着手
- H4.9.3 鴨部川浄化センター建設工事に着手
- H5.8.31 志度汚水中継ポンプ場建設工事を完了
- H5.9.29 処理場用地取得完了
- H5.11.5 鴨部川流域下水道協議会設置
- H6.1.31 長尾汚水中継ポンプ場建設工事を完了
- H6.3.15 鴨部川流域下水道の建設負担金協定締結（第2種流域下水道から通常の流域下水道への移行に伴う負担割合の変更）
- H7.3.22 鴨部川流域下水道（大川西部処理区）連絡会設置（鴨部川流域下水道協議会からの改称、改組）
- H7.3.27 鴨部川幹線管渠建設工事を完了
- H7.9.1 鴨部川流域下水道（大川西部処理区）供用開始
- 長尾町流域関連公共下水道の供用開始
- H8.3.1 志度町流域関連公共下水道の供用開始
- H10.3.20 長尾町流域関連特定環境保全公共下水道の事業認可
- H13.8.28 鴨部川浄化センター第1期増設工事協定締結（日本下水道事業団）
- H13.11.23 鴨部川浄化センター第1期増設工事に着手
- H14.4.1 さぬき市誕生（長尾町、志度町、津田町、大川町、寒川町の5町が合併）

【流域下水道整備状況】鴨部川流域下水道（大川西部処理区）

区分		全体計画 (H元～H27)	事業認可 (H元～H16)	H14末 整備状況	備考	
処理場	処理能力 (日最大)	16,700m ³ /日	6,800m ³ /日	4,500m ³ /日		
	系列数	8/8	3/8	2/9		
	敷地面積	3.0ha	3.0ha	3.0ha		
	処理方式	オキシデーションディッチ法				
幹線管渠	放流渠	φ800	0.2km	0.2km	瀬戸内海へ放流	
	鴨部川幹線	φ250～φ800	8.7km	8.7km	去後汚水中継ポンプ場 長尾汚水中継ポンプ場	
事業費	計	8.7km	8.7km	8.7km		
	処理場	11,000百万円	5,470百万円	5,181百万円		
	管渠	2,500百万円	1,758百万円	1,758百万円		
	ポンプ場	2,000百万円	1,778百万円	1,740百万円		
計	15,500百万円	9,006百万円	8,679百万円			
流域関連公共下水道	処理面積	旧長尾町	366.0ha	268.0ha	146.0ha	
		旧志度町	692.0ha	273.0ha	156.0ha	
		計	1,058.0ha	541.0ha	302.0ha	
	処理人口	旧長尾町	9,800人	7,250人	5,013人	(H14末普及率35.8%)
		旧志度町	18,000人	9,050人	4,877人	(23.0%)
		計	27,800人	16,300人	9,890人	
	流入汚水量 (日平均)	旧長尾町	5,467m ³ /日	1,882m ³ /日	1,303m ³ /日	
		旧志度町	8,170m ³ /日	3,232m ³ /日	1,863m ³ /日	
		計	13,637m ³ /日	5,114m ³ /日	3,166m ³ /日	

【計画概要図】鴨部川流域下水道（大川西部処理区）



— 香東川流域下水道（高松西部処理区） —

【概要】

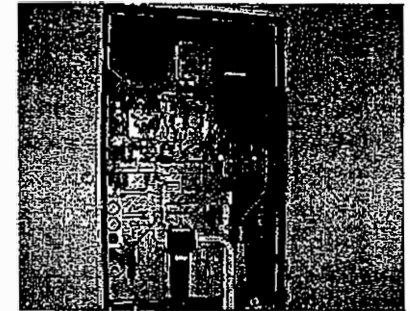
香東川流域は都市化が進み、工場の立地、市街地の発展、生活様式の変化などによる水利用の増加により川や海の水質汚濁が著しく進んでいたことから、公共用水域の水質汚濁を防止するため「高松地区水域流域別下水道整備総合計画」（以下「旧上位計画」という）の策定に昭和51年度に着手し、昭和59年度に国の承認を得た。その後、備讃瀬戸海域に関する海域流総合計画として、「備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画」（以下「上位計画」という）の策定について、昭和60年度に国及び香川県、岡山県、広島県の関係3県による共同調査に着手し、各県別の許容負荷量を設定した後、陸域部の計画を策定し、平成12年度に国の承認を得た。



香東川浄化センター建設状況
(平成11年12月)

香東川流域下水道（高松西部処理区）は旧上位計画に基づき、高松市西部、国分寺町、香川町、香南町、塩江町の1市4町を対象とした県内で4番目の流域下水道として、平成4年度に国庫補助事業の採択を受け、平成5年度に工事を開始した。

建設工事は、平成5年10月の高松西部幹線管渠の建設に始まり、平成8年12月には終末処理場（香東川浄化センター：当初処理能力40,800m³/日）の建設工事に着手、平成13年8月1日に供用を開始した。



ガスタービン式自家発電装置
(出力 2000kW)

ガスタービンエンジンは従来のディーゼルエンジンに比べ小型・高出力、メンテナンスの省力化が図れるなどの特徴があり、最新の香東川浄化センターに導入している

また、流域関連公共下水道は、高松市及び香南町が平成13年8月、香川町が平成13年10月、国分寺町が平成13年11月にそれぞれ供用を開始しており、残る塩江町についても平成18年度の供用を目標に、流域下水道の高松西部幹線管渠及び流域関連公共下水道の整備を並行して進めているところである。

【特徴】

香東川流域下水道（高松西部処理区）は、県内の流域下水道の中で唯一、供用中の単独



ガスクロマトグラフ質量分析計

香東川浄化センターは、最新の水質分析機器を備え、県内の流域下水道の水質分析センターとしての役割も果たしている

公共下水道（合流式を含む）の処理区の一部を編入し、計画されたという特徴を持っている。

高松市公共下水道の中部処理区は、昭和8年2月に築造認可を受けて着手した県内最初の下水道で、高松市の中心市街地を処理区域とし、そのほとんどが合流式で整備されている。合流式下水道は、汚水と雨水を同一の管渠で排除し処理する方式で、浸水防除と公衆衛生の向上を同時に図れるため経済性に優れているが、雨天時には雨水と汚水が混合した下水の一部が未処理で河川などへ放流されるという欠点をもっている。また、中部処理区の汚水を処理していた福岡下水処理場は、昭和40年に供用を開始した処理場で、処理方式が高速エアレーション沈殿法（中級処理）であったため、処理水質が若干悪く老朽化も進んでいた。

これに対処するため、旧上位計画では福岡下水処理場を廃止し、高松市の下水を流域下水道の香東川浄化センターと公共下水道の高松市東部下水処理場の2か所で分割処理することとして、既存の処理区の一部を編入した形の流域下水道計画が立案された。

合流式の下水は雨天時と晴天時の水質及び水量が大きく変化することから、香東川流域下水道では流域幹線管渠の高松市合流管渠接続箇所より下流は、分流式の下水と合流式の下水を分離して流すよう中央隔壁で遮断した特殊管渠を用いている。また終末処理場には分流式と合流式の2種類の処理系統を持たせているほか、汚濁負荷の大きい初期雨水を一時貯留し、処理できるよう雨水滞水池を設けている。

幹線管渠は大部分が自然流下であるが、国分寺町については地形的制約から汚水は1か所の中継ポンプ場に集められ、国分寺幹線で圧送されている。

また下水汚泥は、平成13年度からセメント原料への再資源化処理を行っている。

【主な経過】

- S58.6.7 香東川流域下水道協議会設置
- H2.12.17 香東川流域下水道の建設負担金協定締結
- H4.7.2 香東川流域下水道（高松西部処理区）事業認可作成
- H5.2.12 香川県都市計画審議会
- H5.2.26 都市計画決定告示（香川県告示118号）
- H5.3.29 公有水面埋立免許
- H5.6.28 埋立着工
- H5.7.21 下水道法事業認可
- H5.8.11 都市計画法事業認可の告示（建設第1684号）
- H5.9.3 高松市流域関連公共下水道の事業認可
- H5.10.1 高松西部幹線管渠建設工事着手
- H5.10.15 国分寺町流域関連公共下水道の事業認可
- H6.1.11 香南町流域関連特定環境保全公共下水道の事業認可
- H6.3.18 香川町流域関連公共下水道の事業認可
- H7.3.16 香川幹線管渠建設工事着手
- H8.7.8 高松西部浄化センター建設工事基本協定締結（日本下水道事業団）
- H8.12.5 高松西部浄化センター建設工事着手
- H9.3.7 処理場用地取得開始
- H10.12.26 国分寺中継ポンプ場建設工事着手
- H11.4.12 埋立竣工
- H11.9.20 国分寺幹線管渠建設工事着手
- H11.9.22 処理場用地取得完了
- H12.5.31 香川幹線管渠建設工事完了
- H13.3.9 国分寺中継ポンプ場建設完了
- H13.7.25 高松西部浄化センター建設工事完了
- H13.8.1 香東川流域下水道（高松西部処

- 理区）供用開始（同日付で香東川浄化センターに改称） H13.11.1 用開始
- 高松市流域関連公共下水道の供用開始 H13-11.19 国分寺町流域関連公共下水道の供用開始
- 香南町流域関連特定環境保全公共下水道の供用開始 H14.3.20 塩江町流域関連特定環境保全公共下水道の事業認可
- H13.10.1 香川町流域関連公共下水道の供

表-6 【流域下水道整備状況】香東川流域下水道（高松西部処理区）

区分		全体計画 (H4~H24)	事業認可 (H4~H16)	H14末 整備状況	備考
処理場	処理能力 (日最大)	108,600m ³ /日	54,300m ³ /日	40,800m ³ /日	
	系列数	16/16	8/16	6/16	
	敷地面積	17.6ha	-17.6ha	17.6ha	
	処理方式	標準活性汚泥法			
幹線管渠	放流渠	φ1,800	1.4km	1.4km	瀬戸内海へ放流
	高松西部幹線	φ100~φ2,200	26.5km	26.5km	17.9km
	香川幹線	φ450~φ1,000	8.0km	8.0km	8.0km
	国分寺幹線	φ450~φ800	4.6km	4.6km	4.6km
計		39.1km	39.1km	30.5km	
事業費	処理場	58,000百万円	40,734百万円	39,300百万円	
	管渠	20,800百万円	16,713百万円	15,336百万円	
	ポンプ場	1,200百万円	1,002百万円	875百万円	
	計	80,000百万円	58,449百万円	55,511百万円	

区分		全体計画 (H4~H24)	事業認可 (H4~H16)	H14末 整備状況	備考	
流域	処理面積	高松市	2,124.2ha	918.8ha	518.4ha	
		国分寺町	416.0ha	240.0ha	142.7ha	
		香川町	479.0ha	220.0ha	103.4ha	
		香南町	340.0ha	218.0ha	136.8ha	
		塩江町	94.0ha	43.0ha	--	
		計	3,453.2ha	1,639.8ha	864.9ha	
公共下水道	処理人口	高松市	100,000人	47,900人	36,677人	(H14末普及率36.6%)
		国分寺町	14,900人	8,540人	4,398人	(+ 6.8%)
		香川町	21,300人	9,490人	4,897人	(+ 16.6%)
		香南町	4,700人	3,040人	2,522人	(+ 21.9%)
		塩江町	2,700人	1,200人	--	(+ -%)
		計	143,600人	70,260人	48,494人	
水道	流入汚水量 (日平均)	高松市	67,280m ³ /日	34,630m ³ /日	19,646m ³ /日	
		国分寺町	9,420m ³ /日	4,640m ³ /日	546m ³ /日	
		香川町	8,700m ³ /日	3,480m ³ /日	1,195m ³ /日	
		香南町	2,070m ³ /日	1,220m ³ /日	422m ³ /日	
		塩江町	1,070m ³ /日	430m ³ /日	-- m ³ /日	
		計	88,540m ³ /日	44,400m ³ /日	21,809m ³ /日	

【計画概要図】香東川流域下水道（高松西部処理区）

